

証券監督者国際機構により定められた 金融指標に関する原則遵守のための 態勢に係る報告書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間

株式会社 J P X 総研

免責事項

1. 株式会社 J P X 総研（以下「当社」という。）及び PwC Japan 有限責任監査法人（以下「PwC」という。）は、本報告書の受領者（以下「受領者」という。）に対して、本報告書に関連する一切の責任（過失による責任を含みますが、これに限られません。）を負いません。本報告書は、情報提供のみを目的として各受領者に提供されます。受領者は、本報告書に依拠する場合には、全て受領者の責任においてこれを行うものとします。
2. 受領者は、当社及び PwC に対して、受領者による報告書へのアクセスに関連する一切の請求を行いません。
3. 受領者は、法令上要求される場合を除き、PwC の事前の書面による同意なく、本報告書又は本報告書から得た情報を他の第三者に開示してはなりません。
4. 本報告書は、当社の利益のために作成されたものです。本報告書は、受領者の利益又はその利用のために作成されたものではありません。また、本報告書は、受領者が行うべき照会に代替するものではありません。証券監督者国際機構（IOSCO）により定められた金融指標に関する原則遵守のための態勢に係る記述は、本報告書に記載された期間のものであり、したがって、PwC の保証報告書は過去の情報に基づいています。当該情報又はそれに対する PwC の意見に基づき将来を予測することには、本報告書の作成後に状況が変化し、IOSCO により定められた金融指標に関する原則遵守のための態勢に係る記述が、現在の態勢を正確に表さなくなるというリスクが伴います。これらの理由により、当該情報に基づく将来に関する予測は不適切なものになります。
5. WEB サイトの維持及び保全は当社の責務です。PwC により実施された手続には、それらの業務は含まれていません。したがって、PwC は、保証報告書及び保証報告書に記載された当社に関する情報と、WEB サイト上の情報とに相違があっても、責任を負いません。
6. PwC は、各条項の利益を享受し、また、各条項を執行する権利を有します。
7. 各条項及び各条項から生じる一切の紛争は、契約に基づくか否かを問わず、日本法に従って解釈され、また、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

目次

セクションⅠ：当社の概要	4
セクションⅡ：経営者報告書	13
セクションⅢ：保証報告書	15
セクションⅣ：IOSCO 原則遵守のための当社の対応	19

セクション I

当社の概要

はじめに

2013年7月に、証券監督者国際機構（IOSCO）より、「金融指標に関する原則の最終報告書」が公表されました。当該報告書においては、金融指標の運営機関は、年に1回、原則の遵守状況を開示することが求められています。

株式会社JPX総研（以下「当社」という。）は、IOSCOにより定められた金融指標に関する原則（以下「IOSCO原則」という。）を遵守するための態勢を構築し、その遵守状況について、「証券監督者国際機構により定められた金融指標に関する原則遵守のための態勢に係る報告書」（以下「本報告書」という。）において表明します。PwC Japan 有限責任監査法人は、本報告書のセクション IV に記載された、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における IOSCO 原則を遵守するために当社が構築した態勢について、合理的保証業務を行います。

事業概要

当社は、JPXグループ（※）の指数、データ、デジタル関連事業を集約し市場関連サービスの一元化を図ることを目的に、2021年12月1日付けでJPXグループの新たな連結子会社として設立され、2022年4月1日から業務を開始しました。これに伴い、当社は、2022年4月1日付けで株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が行っていた指数算出業務を承継しました。また、株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）及び株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）が行っていた指数算出業務についても、2023年4月3日付けで承継しました。

当社は、金融商品市場に関するデータ・インデックスサービス、システム関連サービス等に関する事業を行い、東証・OSE・TOCOM における約定値段等を基に算出した指数情報や各種統計情報を取引参加者や情報ベンダー等の市場参加者に提供しています。

※ JPXグループは、株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」という。）を持株会社とし、本報告書の公表日時点において、当社、東証、OSE、TOCOM、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構の連結子会社6社並びに持分法適用関連会社3社を有する企業グループです。

（なお、2026年3月31日時点でJPXの連結子会社であったSCRIPTS Asia 株式会社については、2026年4月1日付けで当社が吸収合併しました。）

JPXグループの特徴は、次のとおりです。

① 現物市場

JPXグループの現物市場は、東証プライム市場、東証スタンダード市場及び東証グロース市場等の株式市場を中心として構成されています。JPXグループの株式市場は、世界でも有数の市場規模であるとともに、我が国市場の中核インフラとして確固たる地位を確立しています。

② デリバティブ市場

JPXグループのデリバティブ市場は、指数先物、指数オプション、国債先物、国債先物オプション、有価証券オプション、商品先物等の取引を提供しています。また立会時間については、日中に加え、夕方・夜間も取引が可能となっています。

指数先物取引及び指数オプション取引では、我が国を代表する株価指数である日経平均株価や TOPIX を対象とする取引を提供しており、我が国を代表するデリバティブ商品となっています。また、国債先物取引においては、長期国債先物取引がその高い流動性から長期金利市場の指標となっています。

③ 取引システム

取引を円滑に行い、市場の安定性・信頼性を維持していくためには、システムの安定稼働が必須の要件です。また、金融テクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場等に適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくためには、絶えず IT インフラの整備を推進していく必要があります。

J P X グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しています。

④ 情報サービス

J P X グループでは、有価証券の売買及びデリバティブ取引に関する約定値段等の情報をその発生・変化の都度、即時に配信するとともに、株価情報やデリバティブ情報等を基に算出した指数情報や各種統計情報も併せて、取引参加者や情報ベンダー等の市場参加者に提供しています。

また、上場会社の適時開示情報を検索できるサービスやコーポレートアクション情報の提供等のサービスも行っており、市場参加者のニーズに応じて、各種市場情報の提供を行っています。

⑤ 自主規制機能

J P X グループでは、持株会社の傘下に日本取引所自主規制法人を置き、取引所の品質管理センターとして、市場の公正と信頼の維持を図っています。自主規制業務を、市場運営会社たる金融商品取引所とは別法人の形態の自主規制法人が行うことにより、市場に近い位置に身を置き、高い専門性を発揮すると同時に、中立性・実効性を確保しやすい組織体制を構築しています。また、商品市場については、自主規制業務の独立性の確保の観点から、TOCOM の取締役会の諮問機関として自主規制委員会を設置し、同委員会が自主規制業務に関する事項の審議を行うこととし、同委員会の職務を補助する自主規制を担当する部門を設置しています。

⑥ 清算・決済

株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関として、取引所で成立した現物取引やデリバティブ取引に係る清算業務を行うとともに、私設取引システム（P T S）を通じた売買、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引の清算業務も行っています。同社は、債権・債務の当事者となって決済の履行を保証するほか、有価証券と決済資金の効率的な授受のためのネットティングを行ったうえで、証券・資金の決済機関に対して振替指図を行っています。

また、株式会社証券保管振替機構は、振替機関として、証券会社や銀行等の間における有価証券の振替等を行っています。

対象指数

当社が算出及び公表する指数のうち、本報告書の対象となる東証指数及び OSE・TOCOM 指数（※）は、以下のとおりです。各指数の算出要領は、JPX の WEB サイト（<https://www.jpx.co.jp/>）にて公表しています。

※ 当社は、東証が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数を東証指数、OSE が開設する市場における先物取引等の価格若しくは TOCOM が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数を OSE・TOCOM 指数と定義するとともに、東証指数及び OSE・TOCOM 指数を総称して J P X 総研指数と定義しています。

① 東証指数

分類	指数名称	算出方式	指数概要：コンセプトや構成銘柄等	
			（母集団等）	（主な選定要素等）
TOPIX シリーズ	TOPIX（東証株価指数）	時価総額加重方式（浮動株ベース）	・日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマーク	
	東証規模別株価指数・TOPIX ニューインデックスシリーズ		・TOPIX の構成銘柄	・母集団を流動性及び時価総額に応じて区分
	東証業種別株価指数・TOPIX-17 シリーズ			・母集団を業種に応じて区分
	TOPIX スタイルインデックスシリーズ			・母集団を連結 PBR（株価純資産倍率）等に応じて区分
	TOPIX Ex-Financials			・母集団から東証 33 業種分類の「銀行業」、「証券、商品先物取引業」、「保険業」及び「その他金融業」を除く 29 業種に属する銘柄を選定
	TOPIX 高配当 40 指数		・TOPIX100 の構成銘柄	・直近の実績配当利回り
	TOPIX 銀行業高配当指数		・東証業種別株価指数「銀行業」の構成銘柄	・直近の実績配当金総額又は実績配当利回り
	TOPIX 高配当株グロース指数	非時価総額加重方式	・TOPIX500 の構成銘柄	・グローススコア（売上高の長期成長率等の指標を基準化したもの）、配当利回りスコア等

分類	指数名称	算出方式	指数概要：コンセプトや構成銘柄等	
			(母集団等)	(主な選定要素等)
	上場時価総額加重 TOPIX	時価総額 加重方式 (上場株 ベース)	・ TOPIX を上場株ベースの時価総額加重方式により 算出	
市場別指 数	東証プライム市場指 数	時価総額 加重方式 (浮動株 ベース)	・ 東証プライム市場に上場する内国普通株式全銘柄	
	東証スタンダード市 場指数		・ 東証スタンダード市場に上場する内国普通株式全 銘柄	
	東証グロース市場指 数		・ 東証グロース市場に上場する内国普通株式全銘柄	
	東証 REIT 指数		・ 東証に上場する REIT（不動産投資信託）全銘柄	
	東証インフラファン ド指数		・ 東証に上場するインフラファンド全銘柄	
	東証プライム市場コ ンポジット指数		・ 東証プライム市場に上場する内国普通株式、内国 優先出資証券、内国参加型種類株式及び単独上場 外国株式	
銘柄選定 型指数	JPX 日経インデックス 400 (株式会社日本経済 新聞社との共同算出 指数。JPX 日経中小 型株指数及び JPX 日 経インデックス人的資 本 100 においても同 様)	時価総額 加重方式 (浮動株 ベース)	・ 東証プライム 市場、スタン ダード市場及 びグロース市 場を主市場と する銘柄（原 則として普通 株式）	・ 時価総額、売買代金、ROE 等
	JPX 日経中小型株指数			・ 時価総額、売買代金、ROE 等 (時価総額順位に基づく大型 銘柄は除外)
	JPX 日経インデックス 人的資本 100		・ JPX 日経イン デックス 400 の構成銘柄	・ 人的資本スコア等
	JPX プライム 150 指数		・ 東証プライム 市場指数の構 成銘柄	・ エクイティ・スプレッド (ROE と株主資本コストの差)、PBR 及び上場時価総額

分類	指数名称	算出方式	指数概要：コンセプトや構成銘柄等	
			(母集団等)	(主な選定要素等)
	JPX スタートアップ急成長 100 指数		・ 東証グロース市場指数の構成銘柄等	・ 売上高成長率、時価総額成長率等
	東証グロース市場 250 指数		・ 東証グロース市場指数の構成銘柄	・ 上場時価総額
	東証 REIT 用途別指数シリーズ		・ 東証 REIT 指数の構成銘柄	・ 母集団を各 REIT の投資物件の用途に応じて区分
	東証配当フォーカス 100 指数		・ TOPIX1000 及び東証 REIT 指数の構成銘柄	・ 時価総額及び予想配当利回り
	東証スタンダード市場 TOP20	株価平均方式	・ 東証スタンダード市場指数の構成銘柄	・ 上場時価総額及び流動性
	東証グロース市場 Core 指数		・ 東証グロース市場指数の構成銘柄	
	東証 REIT Core 指数	均等加重方式	・ 東証 REIT 指数の構成銘柄	・ 浮動株時価総額及び売買代金
	東証 REIT セクターフォーカス指数シリーズ	修正時価総額加重方式		・ 母集団を各 REIT のセクター別投資状況に応じて区分
その他	為替ヘッジ指数シリーズ	(右欄参照)	・ 原指数：TOPIX、東証 REIT 指数及び JPX 日経インデックス 400	・ 計算方法：原指数を 1 か月の円＝外貨間為替フォワード取引を用いてヘッジしたときの値として算出
	外貨建て指数シリーズ		・ 原指数：TOPIX、TOPIX100	・ 計算方法：原指数に対象通貨の為替リターンを反映した値として算出
	レバレッジ指数・インバース指数シリーズ		・ 原指数：TOPIX、東証 REIT 指数及び JPX 日経インデックス 400	・ 計算方法：原指数の前日比変動率に対して一定の倍数を乗じた変動率となるように算出

② OSE・TOCOM 指数

分類	指数名称	指数概要
国債先物指数	JPX 国債先物指数シリーズ	・ OSE で取引される長期国債先物取引の前日比価格変動率に対して一定の倍数を乗じた変動率となるように計算する指数 ・ JPX 国債先物指数、JPX 国債先物インバース指数、JPX 国債先物レバレッジ指数及び JPX 国債先物ダブルインバース指数の 4 つの指数を算出
商品指数	日経・JPX 商品指数 （株式会社日本経済新聞社との共同算出指数）	・ 日経・JPX 商品指数は、OSE のデリバティブ市場（商品関連市場デリバティブ取引に限る）及び TOCOM の商品先物市場の価格水準を総合的に表す指数 ・ 日経・JPX サブ商品指数として、期近限月を対象限月とした指数、貴金属市場等市場別の上場商品を構成銘柄とする指数及び上場商品別の指数等を算出 ・ 日経・JPX レバレッジ指数及び日経・JPX インバース指数として、原指数（日経・JPX 商品指数及び日経・JPX サブ商品指数）の前日比変動率に対して一定の変動率となるように計算する指数を算出

金融指標に関する IOSCO 原則に係る方針書等

当社は、金融指標に関する IOSCO 原則の遵守のために各種方針書を定めるとともに、社内指針や規則を遵守しています。方針書等では、それぞれ以下の領域に係る方針及び手続が定められています。

- 「J P X総研指数算出に係る方針書」 (2017 年 3 月 31 日制定)

当方針書は、J P X総研指数について、指数算出上の総括的な方針を定めることを目的としています。

- 「J P X総研指数に関する不服処理に係る方針書」 (2017 年 3 月 31 日制定)

当方針書は、J P X総研指数に関する不服の申出に対して、公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的としています。

- 「J P X総研指数の停止及び移行に係る方針書」 (2017 年 3 月 31 日制定)

当方針書は、J P X総研指数の算出及び公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的としています。

- 「東証指数データ訂正ポリシー」 (2019 年 5 月 31 日制定)

当ポリシーは、東証指数について、算出要領に記載したルールと不整合的な取扱いに基づいて指数を算出・配信し、訂正を行う場合の取扱いを目的としています。

- 「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」 (2024 年 3 月 21 日制定)

当ポリシーは、OSE・TOCOM 指数について、算出要領に記載したルールと不整合的な取扱いに基づいて指数を算出・配信し、訂正を行う場合の取扱いを目的としています。

- 「指数コンサルテーション実施要領」 (2020 年 4 月 1 日制定)

当要領は、「J P X総研指数算出に係る方針書」第 9 条の規定に基づき、指数コンサルテーションに関して必要な事項を定めるものです。

- 「指数アドバイザー・パネル運営要領」 (2020 年 4 月 1 日制定)

当要領は、「J P X総研指数算出に係る方針書」第 10 条の規定に基づき、指数アドバイザー・パネルに関して必要な事項を定めるものです。

- その他の規則等

- J P X総研指数の算出及び公表業務の委託に関する社内指針
- 情報セキュリティに関する規則
- 給与及び報酬に関する規則
- 行動規範

- 指数算出要領の定期的な見直しに関する社内マニュアル

セクションⅡ

経営者報告書

IOSCO 原則遵守態勢に関する経営者報告書

株式会社 J P X 総研（以下「当社」という。）は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間において、本報告書のセクション I に記載された対象指数に関し、証券監督者国際機構（IOSCO）が公表している金融指標に関する原則（以下「IOSCO 原則」という。）を遵守するための内部統制を整備及び運用していることを表明いたします。

当社は、本報告書のセクション IV において、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間の業務内容を基に、IOSCO 原則遵守のための内部統制の整備及び運用状況を「当社の対応」として記載しています。

当社の経営者は IOSCO 原則遵守のためのガバナンス、プロセス及び関連する内部統制を適切に整備及び運用していること、並びにそれを表明することに関して責任を有しています。また、本報告書の表明内容が継続的に遵守されるために適切な内部統制を整備及び運用する責任を有しています。

2026 年 7 月 29 日

株式会社 J P X 総研

代表取締役社長 二木 聡

セクションⅢ

保証報告書

金融指標に関する原則遵守のための2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における株式会社J P X総研の対応に関する独立した業務実施者による保証報告書

2026年7月29日

株式会社J P X総研

代表取締役社長 二 木 聡 殿

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

業務執行社員 公認会計士 芦澤 智之

範囲

当監査法人は、対象の指数に関し、株式会社J P X総研（以下「会社」）が本報告書のセクションⅣの「当社の対応」に記載した証券監督者国際機構により定められた金融指標に関する原則（以下「IOSCO原則」）を遵守するための会社の対応（以下「内部規定及び関連する内部統制」）について合理的保証業務を行った。また、当監査法人は、内部規定及び関連する内部統制に記載されているプロセス及び統制活動が、2025年4月1日から2026年3月31日の期間を通して、記載されている通りに実施されていたか否かを評価するために、合理的な検証を行った。

本報告書及び当監査法人の保証の目的において、対象とした指数は本報告書のセクションⅠに記載されている。

本報告書は、IOSCO原則17に関して経営者の利用に供することを目的として作成されたものである。また、本保証業務は、2026年2月3日付の契約書に従い、経営者に本報告書に記載された事項を報告することを目的として実施されるものであり、それ以外を目的としたものではない。従って、当監査法人は、法令が認める最大限の範囲において、書面で合意している場合を除き、本保証業務、本報告書、及び我々の意見に関し、その帰責事由の有無を問わず会社及び経営者以外の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

独立性及び品質管理

本保証業務の実施にあたり、当監査法人は誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動という基本原則に基づく独立性及びその他の要求事項を含む、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程を遵守している。

当監査法人はまた、国際品質マネジメント基準第1号（ISQM1）を適用しており、職業倫理に関する規定、専門的基準、並びに適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用している。

経営者及び独立した業務実施者の責任

経営者は、IOSCO原則を遵守するための内部規定、プロセス及び内部統制を確実にデザインし、業務への適用、運用及びモニタリングする責任を有している。経営者はまた、IOSCO原則遵守態勢に関する経営者報告書（セクションⅡ）及びその根拠が記載された会社の対応（セクションⅣ）を作成する責任を有している。

当監査法人の責任は、本報告書のセクションⅣに記載された内部規定及び関連する内部統制に関連して合理的保証業務を実施し報告することにある。当監査法人は、実施した手続の結果（詳細については後述）に基づき、対象指数に関してIOSCO原則を遵守するための内部統制を実施していたというセクショ

ンⅣの「内部規定及び関連する内部統制」の記載が、全ての重要な点において適正に表示されているか否か、また、セクションⅣの内部規定及び関連する内部統制に記載されたプロセス及び内部統制が2025年4月1日から2026年3月31日の期間にわたって記載の通りに運用されていたかどうかについて報告する。

記載の適正性を評価するに当たっては、セクションⅣの「当社の対応」に記載されている経営者による内部規定及び関連する内部統制が、IOSCO原則の各原則に対応して、会社の方針及び内部統制がどのようにデザインされ適用されていたかについて正確に記載されていることを規準としている。また、運用状況の有効性を評価するに当たっては、内部規定及び関連する内部統制に記載されているプロセス及び統制活動が記載されているとおりに運用されていることを規準としている。

当該規準は、本保証業務のために設定されたものであり、当該規準を利用して作成された情報は他の目的には適合しないことがある。

アプローチ

当監査法人は、国際監査・保証基準審議会が公表する国際保証業務基準 3000 号（改正）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（以下「ISAE3000」）に準拠して本保証業務を行った。

合理的保証業務の目的は、当監査法人が実施した手続に基づき、対象指数に関する経営者の内部規定及び関連する内部統制の記載が、全ての重要な点において適正に表示されているか否か、また、経営者の内部規定及び関連する内部統制の記載に含まれるプロセス及び内部統制が2025年4月1日から2026年3月31日の期間にわたって記載の通りに運用されていたかどうかについて保証意見を表明するために十分な証拠を得ることである。

当監査法人は、IOSCO原則に対応する内部規定及び関連する内部統制の評価に関連する証拠を試査により検証した。当監査法人の手続については、本報告書セクションⅣの「PwCが実施した検証手続」に記載している。内部規定及び関連する内部統制の整備状況の適切性を評価することは本保証業務の範囲外であるため、それについての意見を表明しない。

当監査法人の手続は、IOSCO原則に対応するために実施されている内部規定、プロセス又は内部統制の整備状況及び運用状況の適切性を評価するには十分ではない。当監査法人の検証手続に記載されているように、プロセス及び内部統制が期間を通じて運用されていると評価したが、IOSCO原則に準拠する目的で導入したプロセス及び内部統制に関する経営者の記述は、運用状況の有効性に関する見解の基礎を形成するために十分な範囲ではなかった。従って、当監査法人は、そうした見解を表明しない。

内部規定及び関連する内部統制及び関連する IOSCO 原則は法令上の要求事項を満たす必要がある場合があるが、当社の業務範囲及び当社の結論は、それらの適用される法律及び規則の遵守を保証するものではない。

固有の限界

プロセス及び内部統制には固有の限界があり、従って、誤謬又は逸脱が発生する可能性があり、また、発見することができない可能性がある。それ故、当監査法人の手続は、特に、上位権限者又は信頼される地位にある者による不正共謀を防止することを保証するものではない。さらに、本報告書は、過去情報に基づくものであるため、これらに基づき内部規定及び関連する内部統制の将来予測をすることは、適切ではない。

日々のインデックス水準とリターンの妥当性と信頼性は、データ提供者がベンチマーク・アドミニストレーターへ提供する入力データ（これに対してはデータ提供者が単独で責任を負う）、及びベンチマーク・アドミニストレーターがその情報をチェックするために実施する手続の両方に依存している。データの提供者それ自体は IOSCO 原則の主題ではなく、当監査法人はそれらの当事者から提出された入力データについてコメントすることはできない。

意見

当監査法人は、規準に照らして、全ての重要な点において、以下であると認める。

(i) 対象の指数に関して、セクションⅣの「当社の対応」に記載されている経営者による内部規定及び関連する内部統制の記述は適正に記載されている。

(ii) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間を通して、内部規定及び関連する内部統制に記載されているプロセス及び統制活動は、全ての重要な点において記述されているとおりに運用されている。

その他の記載内容

経営者は、本報告書のセクションⅡの経営者報告書及びセクションⅠの「当社の概要」からなるその他の記載内容に対して責任を有する。経営者によるその他の記載内容には追加の情報及び内部規定及び関連する内部統制に対する背景が示されている。内部規定及び関連する内部統制の記述に対する当監査法人の結論はそれらのその他の記載内容を対象としないため、当監査法人はそれらに対して保証意見を表明しない。当監査法人の責任はその他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と当監査法人が業務の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討することである。明らかな重要な虚偽記載又は相違が認められた場合には、当監査法人は本報告書への影響を検討する。

想定利用者と目的

本報告書は、2026 年 2 月 3 日付契約書の条件に従い、対象の指数に関する会社の内部規定及び関連する内部統制について報告することを目的として、会社のみが利用することを意図したものである。

本報告書は、いかなる状況においても、当監査法人の事前の書面による許可なしに、全部か一部かを問わず、他のいかなる文書にも記載又は言及してはならず、また他のいかなる当事者にも提供、コピー又は記載してはならない。

当監査法人は、法律で認められている限り、当監査法人の作業、本報告書又は本監査法人が形成した見解について、書面で明示的に合意された条件を除き、会社及び経営者以外の誰に対しても、その責任を受け入れず、負わない。

以 上

セクションⅣ

IOSCO 原則遵守のための当社の対応

IOSCO 原則遵守のための当社の対応

株式会社 J P X 総研（以下「当社」という。）は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間において、本報告書のセクション I に記載された対象指数に関し、当社が整備及び運用していた **IOSCO** 原則を遵守するための内部統制を、以下の表の「当社の対応」欄に記載しています。**PwC Japan** 有限責任監査法人（以下「**PwC**」という。）は、「当社の対応」欄に記載された内部統制が整備及び運用されていたことを検証するために実施した手続を、「**PwC** が実施した検証手続」欄に記載しています。これは、セクション III の保証報告書で報告された意見の基礎となるものです。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設する市場に上場する株券、**REIT** 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数を東証指数、株式会社大阪取引所（以下「**OSE**」という。）が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所（以下「**TOCOM**」という。）が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数を **OSE・TOCOM** 指数と定義するとともに、東証指数及び **OSE・TOCOM** 指数を総称して J P X 総研指数と定義しています。

IOSCO 原則 ¹	当社の対応	PwC が実施した検証手続
1. 運営機関の全般的責任		
運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる側面について第一義的責任を負うべきである。当該責任には、例えば以下が含まれる。 a) 構築：指標の定義及び算出方針 b) 決定及び提供：正確かつ適時の指標の計算、公表及び提供 c) 運営：データが欠如又は不十分である、市場のストレスや混乱、重要なインフラストラクチャーの機能不全など、不測の事態に対応する措置も含め、指標の計算やその他関連する決定プロセスに影響を与え得る重要な意思決定について適切な透明性を確保すること	当社は、当社が算出及び公表する J P X 総研指数に係る決定プロセスの構築、決定及び提供、運営並びにガバナンスを含むあらゆる側面について、第一義的責任を負います。 当社は、東証指数の算出及び公表の実施に際しては東証のシステムを、 OSE・TOCOM 指数の算出及び公表に際しては OSE のシステムを利用しています。これらのシステムを利用して行う J P X 総研指数の算出及び公表に係る内部統制の構築及び運営は、当社の責任の下で実施しています。	
	【a), d) について】 具体的内容については、原則 2 以降を参照。	【a), d) について】 原則 2 以降における「 PwC が実施した検証手続」を参照。

¹ 本セクションに記載されている「IOSCO 原則」は仮訳であり、原文は証券監督者国際機構（IOSCO）により公表されています。
(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)

IOSCO 原則 ¹	当社の対応	PwC が実施した検証手続
1. 運営機関の全般的責任		
d) ガバナンス：指標の決定プロセスに関して、ガバナンス、監督及び説明責任に係る信頼性かつ透明性のある体制を確立すること。これには、指標の構築、公表、及び運営に対して説明責任を負う明確な監督機能も含まれる	【b)について】 (方針) 当社は、東証及び OSE との間で「システムサービス利用に関する契約」を締結のうえ、J P X 総研指数の算出及び公表の実施に際して東証又は OSE のシステムを用いています。	【b)について】 (方針に対する実施手続) 東証及び OSE との「システムサービス利用に関する契約」を閲覧し、東証及び OSE のシステムサービスを J P X 総研が利用する旨、記載されていることを確認した。
	(関連する内部統制) 当社は、東証指数については東証が開設する規制された取引所市場における取引価格を、OSE・TOCOM 指数については OSE が開設する規制された取引所市場若しくは TOCOM が開設する規制された取引所市場又はその両方における先物取引の価格（以下、これらの価格を総称して「取引所価格」という。）を用いて、それぞれ東証又は OSE のシステムにおいて自動的に算出及び公表しています。東証及び OSE のシステムに係る IT 統制並びにそれらをモニタリングする統制は、J P X 総研指数の算出及び公表の正確性及び適時性に対応しています。エラー通知については、東証指数に関しては東証の IT 部門により、OSE・TOCOM 指数に関しては OSE の IT 部門により、日々検証されています。そのうえで、当社の IT サービス部門は、週次のミーティングにおいて当該検証内容の確認を行っています。2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に指数算出の正確性及び適時性に影響のあるデータの欠如又はシステム障害等の事象はありませんでした。	(関連する内部統制に対する実施手続) 東証及び OSE の IT 部門が行うエラー通知のモニタリングについて、質問および閲覧により以下を確認した。 - システム間のデータ送信に関するエラー通知を含む IT 統制が存在すること - エラーが発生した場合には、ジョブ管理システムから自動通知され、記録されること - 東証指数に関しては東証の IT 部門により、OSE・TOCOM 指数に関しては OSE の IT 部門により、エラー通知の内容について日次でモニタリングを行っていること 管理システムに記録された送信エラー通知のサンプルを閲覧し以下を確認した。 - 当該エラーについて原因調査が行われ、指数算出への影響はないと結論付けられていたこと - エラー通知及び調査結果は J P X 総研の IT サービス部門へ適時に伝達されていたこと 週次ミーティングの議事録を閲覧し、J P X 総研の IT サービス部門が定期的にエラー通知モニタリングの結果の報告を受けていることを確認した。

IOSCO 原則 ¹	当社の対応	PwC が実施した検証手続
1. 運営機関の全般的責任		
		質問及びインシデント管理記録一覧を閲覧し、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日の間に指数算出の正確性・適時性に影響のあるデータの欠如又はシステム障害等の事象がなかったことを確認した。
	【c)について】 原則 11 を参照。	【c)について】 原則 11 における「PwC が実施した検証手続」を参照。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
2. 第三者の監督		
第三者が、例えばデータの収集、公表あるいは算定機関（Calculation Agent）として機能するなど、指標決定プロセスに係る活動を受託する場合、運営機関は当該第三者を適切に監督すべきである。その際、運営機関（及びその監督部門）は、以下のような方針や手続を検討すべきである。 a) 適切な書面による取決めをもって、指標決定プロセスに関与する第三者の役割及び義務を明確に定義、具体化し、さらに、運営機関がこれらの第三者に遵守を求める基準を定めること b) 運営機関が定める基準の第三者による遵守状況を監視すること c) 指標決定プロセスに関与する第三者の身元及び役割について、利害関係者及び関連する規制当局に開示すること d) 第三者の指標決定プロセスへの関与による不要なオペレーショナルリスクを避けるため、コンティンジェンシープランの策定など適切な措置を講じること 当該原則は、第三者が規制市場又は取引所である場合、運営機関のデータ入手元である第三者には適用されない。	当社は、為替ヘッジ指数シリーズ（以下「ヘッジ指数」という。）及び外貨建て指数シリーズ（以下「外貨建て指数」という。）に係るデータ収集、算出及び公表業務（以下「ヘッジ指数等に係る算出等業務」という。）を株式会社 QUICK（以下「QUICK」という。）に委託しており、J P X 総研指数の算出及び公表業務の委託に関する社内指針（以下「委託指針」という。）を含む方針及び手続を定めて、QUICK を適切に監督しています。 ヘッジ指数については、原則として WM/Refinitiv のロンドン時間 16 時の為替レートをを用い、保有するポートフォリオを 1 か月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出及び公表を行います。 外貨建て指数については、原指数に対象通貨の為替リターンを反映した値として算出及び公表を行います。 ヘッジ指数及び外貨建て指数の原指数の指数値については、当社が同日に算出した値を用います。	
	【a), c) について】 (方針) 当社は、委託指針において、以下を定めています。 ● 業務委託契約書に委託業者の指数関連業務に関する役割及び義務を明記し、委託業者の責任範囲を明確にする。 ● 算出要領に指数の算出あるいは公表に関する役割を明記し、公表する。 ● 委託業者を選定するにあたり、過去の実績やヒアリング内容等から、委託する指数関連業務の	【a), c) について】 (方針に対する実施手続) 指数の算出・公表業務の委託に関する社内指針を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
2. 第三者の監督		
	実施にあたって十分な能力を有しているか検討を行う。 当社は、職務権限に係る規則に従い、業務委託契約の締結に際して社内決裁手続を行っています。	
	（関連する内部統制） 当社は、委託指針に従い、社内決裁手続を経たうえで、QUICK の役割及び義務を明記した業務委託契約を同社との間で書面で締結するとともに、算出要領に QUICK の役割を明記のうえ公表しています。	（関連する内部統制に対する実施手続） 業務委託契約書を閲覧し、QUICK との間で、同社の役割及び義務を明記した業務委託契約書が書面で締結されていることを確認した。りん議書を閲覧し、QUICK との契約に関する決裁手続が行われていることを確認した。 為替ヘッジ指数及び外貨建て指数の算出要領を閲覧し、QUICK 社の役割が明記されていること、及び WEB サイトで公表されていることを確認した。
	【b）について】 （方針） 当社は、委託指針において、委託する指数関連業務の内容に応じてモニタリング体制を整備することを定めています。	【b）について】 （方針に対する実施手続） 指数の算出・公表業務の委託に関する社内指針を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。
	（関連する内部統制） QUICK は、運用手順書（後述 d を参照）に則り、算出したヘッジ指数及び外貨建て指数の指数値の確認を行うとともに、業務遂行状況や障害発生の有無等を定期的に当社に報告しています。当社は、QUICK の報告内容を査閲することを通じて、QUICK による業務の適切な遂行をモニタリングしています。	（関連する内部統制に対する実施手続） サンプル抽出された月次の報告書及び報告書確認の証跡を閲覧し、業務遂行状況や障害発生の有無等について手順書に則って定期的に QUICK からの報告を受け、業務の遂行をモニタリングしていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
2. 第三者の監督		
	【d) について】 (方針) 当社は、QUICK との間で、ヘッジ指数等に係る算出等業務の遂行に係る役割及び義務並びに障害発生時の対応方針等を取り決め、運用手順書を策定しています。	【d) について】 (方針に対する実施手続) 運用手順書及び QUICK との取り決めの証跡を閲覧し、第三者の役割及び義務並びに障害発生時の対応方針等が定められており、QUICK と合意されていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
3. 利益相反		
指標決定の健全性及び独立性を担保するため、運営機関は、利益相反を特定、開示、管理、軽減又は回避するための方針及び手続を文書化し、実施、強化すべきである。運営機関は、当該方針及び手続を必要に応じて見直し、更新すべきである。 運営機関は、その利用者及び関連する規制当局に対し、重大な利益相反を（存在する場合には）開示すべきである。 そのための枠組みは、既存のあるいは潜在的な利益相反の度合いや、指標が有するリスクに応じて適切に構築されるべきである。また、以下の事項を確保すべきである。 a) 既存のあるいは潜在的な利益相反が、指標決定プロセスに対して不適切な影響を及ぼさないこと b) 個人的な利害や関係、ビジネス上の関係が、運営機関による職務の遂行を損なわないこと c) 必要に応じて運営機関内の報告ラインを分離することで、責任を明確化し、不必要な利益相反が生じることや、利益相反あるいは利益相反の認識の隠ぺいを防ぐこと d) 決定された指標を公表する前に、権限や資格のある職員による適切な監督及び承認プロセスが確保されていること e) 運営機関に呈示され、又は運営機関が受領し、あるいは作成したデータ、情報及びその他データに係る機密性が、運営機関の開示義務に準拠していること	当社は、公開されている情報及びデータを用い定量的に銘柄選定を行うなど透明性及び客観性の高い算出ルールを算出要領として文書化し、公表することで、指数算出にあたっての恣意性及び利益相反性を排除しています。 また、当社は、取引所価格を用いて、東証又は OSE のシステムにおいて自動的に J P X 総研指数を算出及び公表しているため、利益相反性が極めて低いと判断しています。なお、構成銘柄の選定等においては、適切な監督及び承認のプロセスが確保されています。 <u>(方針)</u> 当社は、「J P X 総研指数算出に係る方針書」及び「コーポレートガバナンス報告書」に記載のとおり、以下の利益相反管理の枠組みを有しています。これにより、利益相反が指数算出に影響を及ぼさないことを確保します。 <u>行動規範</u> 指数運営に関する健全性の担保の一環として、職員に行動規範の遵守を求めています。 <u>情報遮断</u> 情報セキュリティに関する規則において、許可された者以外に情報を提供しないこととしており、指数業務に関連する部署とそれ以外の部署との間の情報を遮断しています。	(方針に対する実施手続) 「J P X 総研指数算出に係る方針書」及び「コーポレートガバナンス報告書」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。 <u>行動規範</u> 「行動規範」を閲覧し、職員に行動規範の遵守が求められていることを確認した。 <u>情報遮断</u> 情報セキュリティに関する規則を閲覧し、許可された者以外に情報を提供しないことが定められていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
3. 利益相反		
f) 利益相反のリスクを伴う活動に従事する職員間の、あるいは当該職員と第三者との間の指標決定に影響を与えると合理的と考えられる情報の交換を統制する実効的な手続を整備すること g) 指標決定に関与するすべての職員が指標の水準に応じて直接又は間接的に報酬やインセンティブを与えられることがないよう、適切な報酬方針を設定すること 運営機関の利益相反に係る枠組みは、所有構造や支配関係によって、あるいは運営機関の職員個人やグループが指標決定に関連して有する可能性のあるその他利害関係によって生じる既存又は潜在的な利益相反を軽減する内容とすべきである。そのために、当該枠組みは、以下の条件を満たすべきである。 a) 指標の決定業務（指標を作成する、若しくは関連業務に関与する全ての職員を含む）と、運営機関又はその関連会社の業務との間に存在する可能性のある利益相反を回避、軽減、あるいは開示するための施策を含んでいること b) 運営機関が、その所有構造や支配関係によって生じる利益相反を、利害関係者及び関連する規制当局に適時に開示するものであること	<u>報酬体系</u> 給与及び報酬に関する規則において、職員の報酬体系及び業績評価制度が定められています。指数に関連する業務を担当する職員の報酬は、指数の設計、算出及び公表等の業務に直接関連しないものとなっています。 なお、役員を対象とした業績連動報酬の評価指標の一つとして、JPX 日経インデックス 400（配当込み）の成長率と比較した JPX 株式の株主総利回り（TSR）を採用していますが、JPX 日経インデックス 400 の指数値は公表されている算出要領に基づきシステムにおいて自動的に算出されることから、当社役員が関与しない体制となっています。 <u>社内研修</u> 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催、イントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信及び定期的な倫理・行動規範に関する e-learning が指数算出業務に従事する職員に対して実施されています。	<u>報酬体系</u> 給与及び報酬に関する規則を閲覧し、指数の設計、算出及び公表に直接関連しない報酬体系となっていることを確認した。 <u>社内研修</u> 職員に配付されているコンプライアンスハンドブックを閲覧し、コンプライアンスについて職員に周知されていることを確認した。 また、社内のイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信の状況が分かる資料を入手し、コンプライアンス関連の情報が配信されていることを確認した。 さらに、e-learning の受講記録等を閲覧し、倫理・行動規範に関する研修が実施され、指数業務に関連する者が e-learning を受講していることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
3. 利益相反		
	<u>内部通報制度</u> 内部通報制度を設けており、内部通報についての受付、調査及び是正措置に係る業務の責任者を代表取締役社長としています。	<u>内部通報制度</u> 職員に配付されているコンプライアンスハンドブック及び関連する内部規定を閲覧し、内部通報についての受付、調査及び是正措置に係る業務の責任者を代表取締役社長としていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
4. 運営機関の統制の枠組み		
運営機関は、指標を決定及び公表するプロセスに対して適切な統制の枠組みを導入すべきである。当該統制の枠組みは、特定された潜在的又は既存の利益相反の重要性、指標設定プロセスにおいて許容される裁量の範囲、指標のインプット・アウトプットの特徴に応じて適切に構築されるべきである。また、当該統制の枠組みは文書化され、（該当があれば）関連する規制当局が利用可能とすべきである。その主な特徴の概要は、利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。 さらに、当該統制の枠組みは定期的に見直され、必要に応じて変更されるべきである。また、以下に掲げる項目に対応すべきである。 a) 原則 3（運営機関の利益相反）を踏まえた利益相反 b) 指標決定の健全性及び品質 i. 指標の品質及び算出方針に係る原則 6 から 15 に則った、指標の品質及び健全性を維持する取組 ii. データの提供元の適切なデューデリジェンスを含め、データの健全性を高める取組 iii. 原則 16 から 19 に則った、説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組 iv. オペレーショナルリスクなどのリスク管理のための強固なインフラストラクチャー、方針及び手続の提供 c) 内部告発のメカニズム 運営機関は、潜在的な不正操作や不正行為の早期発見を促進する効果的な内部告発のメカニズムを確立すべきである。また、当該メカニズムは、必要に応じて、これらの事案の対外報告を認めるべきである。	当社は、J P X総研指数を算出及び公表するプロセスに対し、以下の方針及び手続を定め、適切な統制の枠組みを構築及び運用しています。 【a), c) について】 （方針） 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」及び「コーポレートガバナンス報告書」に記載のとおり、利益相反に関する枠組みとして、行動規範、情報遮断の仕組み、報酬体系、社内研修及び内部通報制度を有しています。詳細は原則 3 を参照。 【b) について】 （方針） 指数算出の健全性及び品質を維持するための方針については、原則 6 から 19 を参照。 なお、J P X総研指数は、取引所価格を用いて算出されるため、b)ii.については該当がありません。 （関連する内部統制） 当社は、指数算出の健全性及び品質を維持するため、以下の関連する内部統制を行っています。 担当者による構成銘柄の選定等に係る作業結果を上席者がレビューしています。 日次の指数運営に関する会議（以下「指数運営会議」という。）において、指数算出業務に関するモニタリングを行っています。	【a), c) について】 （方針に対する実施手続） 原則 3 における「PwC が実施した検証手続」を参照。 【b) について】 （方針に対する実施手続） 原則 6 から 19 における「PwC が実施した検証手続」を参照。 （関連する内部統制に対する実施手続） サンプル抽出した銘柄メンテナンス及び銘柄選定に係るレビュー証拠を閲覧し、上席者によるレビューが行われたことを確認した。 サンプル抽出した構成銘柄の選定作業結果を閲覧し、上席者がレビューしていることを確認した。 サンプル抽出した指数運営会議の開催記録を閲覧し、日次のモニタリング活動が実施されたことを確認した。 サンプル抽出した指数値を算出要領に従って再計算し、指数算出システム及び相場報道システムにおい

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
4. 運営機関の統制の枠組み		
d) 専門知識 i. 適切な水準の専門知識を有する担当者により指標が設定されることが確保され、当該担当者の適性が定期的にレビューされるプロセスを整備 ii. 倫理や利益相反、継続性や後継者育成に係る研修など、職員を対象とした研修の実施	取引所価格を用いて、東証又は OSE のシステムにおいて自動的に J P X 総研指数を算出及び公表する仕組みを構築しています。 指数算出業務に関するシステムに対し、職務に応じた適切なアクセス管理を行っています。 説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組については、原則 16 から 19 を参照。	て自動的に算出及び公表された指数値と一致することを確認した。 アクセス権限の設定、変更、削除の証跡及び申請書及びアクセス権台帳を閲覧し、職務に応じたアクセス管理を行っていることを確認した。 説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組については、原則 16 から原則 19 における「PwC が実施した検証手続」を参照。
	【d) について】 (方針) 当社は、「J P X 総研指数算出に係る方針書」において、指数算出業務に従事する職員に対し、指数に関する十分な知識を保持することを求めています。	【d) について】 (方針に対する実施手続) 「J P X 総研指数算出に係る方針書」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が規程として定められていることを確認した。
	(関連する内部統制) 指数の設計や指数算出業務に影響する法改正等を継続的に指数設計に反映するために、これらについての研修を職員に対して実施しています。	(関連する内部統制に対する実施手続) 研修記録を閲覧し、指数算出業務に従事する職員に対し、指数算出業務に関連する研修が実施されていたことを確認した。
指標が呈示にもとづく場合：運営機関は、データの健全性を以下の方法によって高めるべきである。 a) 指標が計測する「価値」を勘案し、呈示者が当該価値を適切に反映するグループを形成していることを最大限に確保すること b) 呈示者が、「呈示者に係る行動規範」に定める呈示に係る指針や、運営機関の定める呈示に係る品質及び健全性の基準に可能な限り準拠するよう、一連の適切な施策を採用すること c) 呈示の頻度を明確にし、また、すべての指標決定について呈示が行われるべきことを明確にすること	J P X 総研指数は、取引所価格を用いて算出されており、呈示に基づくものではありません。	検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
4. 運営機関の統制の枠組み		
d) 実効的にデータや呈示を監視・精査するための施策を策定し、採用すること。これには、データや呈示に係る誤謬を特定及び回避するために実施する、算定前及び公表前のモニタリングや、トレンドや異常値の事後分析も含まれる。		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
5. 内部監督機能		
運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる面をレビューし、検証する監督機能を設けるべきである。当該機能は、指標の特徴や、意図される、予期される、あるいは知られている指標の利用方法や、既存の又は潜在的な利益相反を考慮したものであるべきである。 監督機能は、独立した委員会、又はその他適切なガバナンス機能のいずれかによって遂行されるべきである。また、監督機能及びその構成要素は、運営機関を実効的に精査することに適したものとすべきである。当該原則を満たしている場合には、タイプや資産クラス毎に指標をグループ化し、当該グループに対し監督を実施することを検討することも可能である。 運営機関は、その監督機能に関連して強固な手続を構築、維持し、これを文書化し、（該当があれば）関連する規制当局に入手可能とすべきである。また、手続の主な特徴は、利害関係者に開示すべきである。この手続には、以下の項目が含まれる。 a) 監督機能の付託条項（terms of reference） b) 監督部門のメンバーの選出基準 c) 監督機能に責任をもつ委員会又はその他の機能に係るメンバーシップの概要、利益相反の申告や委員の選出、指名、解任・交代のプロセス 監督部門の責任として、以下が挙げられる。 a) 指標の設計に係る監督 i. 指標及びその算出方針の定義に関する定期的な見直し	（方針） J P X総研指数は、その算出方法の透明性及び客観性が高いこと並びにシステムで自動的に算出されることから、利益相反性が極めて低いと判断しています。そのため、当社は、独立した委員会等により構成される監督機能を設けていません。 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」において、指数業務に精通し十分な専門知識を有する当社の職員から構成される指数運営会議において、指数算出業務に関するモニタリングを行うことを定めています。 また、当社が算出及び公表する共同指数については、共同指数に係る運営規程において、当社及び当社と共同して指数を算出する者から構成される共同指数運営会議を定期的開催し、指数の維持、改善その他指数の運営に関する事項について協議を行うことを定めています。	（方針に対する実施手続） 「J P X総研指数算出に係る方針書」及び共同指数に係る運営規程を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。
	（関連する内部統制） 【a）について】 当社は、指数運営会議において、指数算出業務に関するモニタリングを行うとともに、必要に応じて、市場の状況及び当該状況が指数に与える影響を踏まえ、算出要領の変更や恒久的な公表停止の要否を検討しています。 当社が算出及び公表する共同指数については、共同指数運営会議を定期的開催し、共同指数に関する意思決定を行っています。	（関連する内部統制に対する実施手続） 【a）について】 指数運営会議について、サンプル抽出した日の会議の実施履歴を閲覧し、市場の状況及び指数への影響について協議されていることを確認した。 共同指数について、サンプル抽出した共同指数運営会議の議事録を閲覧し、共同指数運営会議規程に従って意思決定が行われていることを確認した。 指数設計の定期的な見直しについては原則 10、算出方針に対する変更については原則 12、指数の停止の

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
5. 内部監督機能		
ii. 指標に係る問題やリスクに関する情報を継続的に入手するための措置をとること、また、（必要に応じて）外部機関への指標のレビューを委託すること iii. 指標の算出方針に係る変更の監督。例えば、当該算出手法が「価値」を引き続き適切に計測するものであるかを評価すること、算出方針の変更案や変更をレビューすること、運営機関に対し、（分かる範囲での）利害関係者、又は利用者との間で原則 12 に則り当該変更に係る協議を行う権限を与えるか、そのことを要求すること iv. 指標を停止する際に運営機関が利害関係者とのように協議すべきかを示した指針など、指標の停止に係る手続をレビューし、承認すること b) 指標決定及び統制枠組みの健全性に係る監督 i. 第三者による指標決定に係る活動を含む、指標の管理及び運営を監督する。 ii. 内部及び外部監査の結果を検討し、当該監査において指摘された改善措置の実施についてフォローアップする。 iii. 運営機関による専門家の判断の行使を監督し、公表されている算出方針に従っていることを確かめる。 運営機関において、所有構造や支配関係によって、あるいは当該運営機関を所有又は支配するエンティティ、当該運営機関又はその関連会社の活動によって、利益相反が生じる可能性がある場合：運営機関は、利益相反を適切に調整できるように選ばれた（分かる範囲での）利害関係者、利用者及び呈示者	指数設計の定期的な検証については原則 10、算出方針に対する変更については原則 12、指数の停止及び移行については原則 13 を参照。 【b) について】 当社は、指数運営会議において、全般的な指数の管理及び運営等の指数算出業務に関するモニタリングを行うとともに、必要に応じて改善措置を検討しています。	検討については原則 13 における「PwC が実施した検証手続」を参照。 【b) について】 原則 4 における「PwC が実施した検証手続」を参照。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
5. 内部監督機能		
の均衡のとれた代表を含む独立した監督部門を設置すべきである。		
指標が呈示にもとづく場合：監督部門は、以下のよう な方法をもって、適切に監督を実施し、呈示につ いて検証すべきである。 a) データや呈示に対する運営機関による精査及び監 視を監督する、また、それらについて検証する。例 えば、データや呈示の態様について定期的に議論を 行うこと、データや呈示を分析するうえで用いるパ ラメータを定義すること、異常なデータや呈示につ いて検証あるいはサンプリングを行うに当たっての 運営機関の役割を問うことなどが含まれうる。 b) 「呈示者に係る行動規範」の監督 c) 「呈示者に係る行動規範」の違反に対応する実効 的な取決めの確立 d) 異常あるいは疑わしい呈示の可能性を検出し、疑 わしい行為があった場合、当該行為及び発覚した呈 示者による不正行為を、（該当があれば）関連する 規制当局に報告するための方策を講じること	J P X総研指数は、取引所価格を用いて算出されて おり、呈示に基づくものではありません。	検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
6. 指標の設計		
指標は、計測する「価値」の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するよう設計され、指標に係る価格やレート、指数、価値の歪曲をもたらすような要素を排除するものであるべきである。 指標の設計にあたっては、以下の一般的かつ包括的な特徴の他、特定の「価値」にとって適当なその他の要素も考慮されるべきである。 a) 「価値」を反映するために利用するサンプルの妥当性 b) 関連市場の規模及び流動性（例えば、観測可能な、透明性のある価格設定が可能となるような十分な取引の存在等） c) 指標を参照する市場における取引量との関係での、当該指標の基礎となる市場（underlying market）の相対的な規模 d) 市場参加者の間の取引の分布状況（市場集中度） e) 市場の動態（指標が、指標の裏付けとなっている資産の変動を確実に反映していることの確保等）	（方針） 当社は、取引所価格を用いて、J P X総研指数が計測する価値の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するようにこれを設計すべく、算出要領を文書化し、WEB サイトにて公表しています。当社は、このように定めた算出要領に従い、J P X総研指数を算出及び公表しています。	（方針に対する実施手続） 算出要領が WEB サイトに公表されていることを確認した。
	（関連する内部統制） 市場における構造的な変更により計測する価値が使用するに値しなくなっていないか等、算出要領の定期的な検証については、原則 10 を参照。	（関連する内部統制に対する実施手続） 算出要領の定期的な検証については、原則 10 を参照。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
7. データの十分性		
指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきであり、かつ以下を満たすべきである。 a) 価格発見システムの信頼性を確保するため、需要と供給の競争原理によって決定した価格、レート、指数、又は価値に基づくこと b) 価格、レート、指数、又は価値にとっての信頼性の高い指標として機能するために、指標が計測する「価値」に関する市場における観測可能な独立当事者間取引によって裏付けられていること 当該原則は、指標が、観測可能かつ真正な、独立当事者間取引を行う活発な市場に基づくこと（すなわち、その市場で裏付けられること）を定めるものである。原則 7 は個々の指標を決定するに当たって、取引データのみに基づかなければならないことを意味するものではない。活発な市場が存在することを条件として、ある日の市況によっては、運営機関は、取引データに付随又は補足するものとして、観測可能な市場データに関連する異なる形態のデータに依拠することが求められる場合がある。この結果、運営機関の算出方針によっては、主として、あるいはもっぱら、ビッド・オファーに基づき、又は過去の取引から推定することによって、個々の指標が決定されることになる。この点については、原則 8 でさらに明示されている。上記のサブパラグラフ (a) 及び (b) を充足していることを条件に、原則 7 は、真正かつ独立当事者間取引で構成される観測可能な市場によって裏付けられる指標を作成する手段とし	J P X 総研指数の算出には、流動性の高い市場で形成された取引所価格を用いており、データの十分性を満たしています。	検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
7. データの十分性		
て、取引執行されうるビッドやオファーを使用することを妨げるものではない。 本原則は、様々な指数が、ルールベースの投資戦略のパフォーマンス、指数や市場のボラティリティないし推移、又は市場又は活発な市場のその他の側面を計測若しくは反映するように設計されている場合があることも認識している。指数が取引を反映するものではない場合や、指標が、取引に基づかないデータが反映するものを計測しようとする性質を持つ場合、取引データ以外のデータを使用することを妨げない。例えば、証券取引に関する指数のボラティリティを計測するために設計された特定のボラティリティ・インデックスは、取引データ以外のデータに依拠しているが、当該データは実際に機能している証券市場又はオプション市場から得られており、当該市場に裏付けられている。		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
8. データのヒエラルキー		
運営機関は、データの使用順序及び指標設計に利用する専門家の判断について明確な指針を策定し、公表するか入手可能にすべきである。一般的に、データのヒエラルキーの構成要素としては以下を含むべきである。 a) 指標が呈示に依拠している場合、呈示者自身が行った「価値」に関する又は関連市場における呈示者による独立当事者間取引 b) 「価値」に関する独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの c) 関連市場における独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの d) 業者による（取引執行されうる）ビッド・オフアー e) その他市場情報又は専門家の判断 当該原則は、データの十分性の原則（すなわち、活発な市場の存在）に従うことを条件として、運営機関の算出方針で定められている指標決定に係る品質、健全性、継続性及び信頼性を確保するための運営機関の試みと一致するよう、運営機関が柔軟にデータを使用することを制限するものではない。運営機関は、その算出方針において、指標の品質と健全性の確保に適切と考えるデータを柔軟に利用すべきである。例えば、活発であるが流動性の低い市場で取引が毎日存在するとは限らない場合、運営機関によっては、専門家の判断に依拠することを決定することがある。IOSCO は、確認されたビッドやオフアーが異常値を示す実取引よりも意味を持つ場合	当社は、公表されている算出要領に従い、取引所価格を用いて、自動で J P X 総研指数を算出及び公表しています。そのため、J P X 総研指数に用いられるデータにヒエラルキーは存在しません。	検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
8. データのヒエラルキー		
（例えば流動性の低い市場）が存在しうることも認識している。こういった状況では、ある指標決定においては、ビッド・オファー及び過去の取引から推定されるデータ等の取引データ以外のデータが優位となるかもしれない。		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
9. 指標決定の透明性		
運営機関は、運営機関の公表期限に遅延することのないよう合理的な程度に、各指標決定について説明し、公表すべきである。 a) 利害関係者又は市場当局が、どのように指標が決定されたかについて理解を深めるのに十分な、簡潔な説明。これには、少なくとも、評価対象の市場の規模及び流動性（呈示された取引件数と取引量を意味する）、取引量及び価格の範囲とその平均、並びに指標決定において検討された各種の市場データの割合を含む。算出方針を指す用語（すなわち、取引ベース、スプレッドベース、又は内挿法／外挿法等）も含むべきである。 b) 指標の決定にあたり専門家の判断が利用された場合、その程度及び根拠の簡潔な説明	当社は、算出要領に従い、取引所価格を用いて、J P X総研指数を自動で算出及び公表しています。また、算出要領を WEB サイトにて公表しています。なお、J P X総研指数の算出にあたり、専門家の判断は利用されていません。	検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
10. 定期的な見直し		
運営機関は、指標によって計測される「価値」の状況を定期的に見直し、算出方針の設計の変更を要するような構造的な変更があったか判断すべきである。また、運営機関は、この「価値」が使用するに値しなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標の基礎としての役割をもたなくなっているかについて定期的に見直すべきである。 運営機関は、見直しによって指標に重要な修正が加えられた場合、当該見直しの概要（修正の根拠を含む）を公表・入手可能にすべきである。	（方針） 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」及び算出要領の定期的な見直しに関する社内マニュアルにおいて、算出要領を少なくとも1年に1回、現在計測している指数の価値が市場における構造的な変更によって使用するに値しなくなったか又は機能していないかについて検証を行い、算出要領の見直しの可否について検討を行うことを定めています。 また、当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」において、社内りん議による決裁を経たうえで算出要領の変更を行い、WEB サイトにて公表することを定めています。	（方針に対する実施手続） 「J P X総研指数算出に係る方針書」及び算出要領の定期的な見直しに関する社内マニュアルを閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。
	（関連する内部統制） 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」及び算出要領の定期的な見直しに関する社内マニュアルに従い、2025 年 11 月に算出要領の定期的な検証を行った結果、重要な変更はなかったことを確認しました。そのうえで、算出要領の変更について社内りん議による決裁を経たうえで、変更後の算出要領をWEB サイトにて公表しています。 なお、次回は、2026 年 11 月に算出要領の定期的な検証を行う予定です。	（関連する内部統制に対する実施手続） 算出要領の定期的な見直しに係る証跡を閲覧し、「J P X総研指数算出に係る方針書」及び算出要領の定期的な見直しに関する社内マニュアルに従って、2025 年 11 月に定期的な見直しが行われていたこと及び重要な変更がなかったことを確認した。また、算出要領の変更については、りん議による承認を得たうえで、WEB サイトに公表したことを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
11. 算出方針の内容		
運営機関は、指標を決定するために使用する算出方針を文書化し、公表・入手可能にすべきである。運営機関は、特定の算出方針を採用する根拠を提供すべきである。公表する算出方針は、利害関係者がどのように指標が決定されるかを理解したうえで、指標の反映対象、特定の利害関係者との関連性、金融商品の参照指標としての妥当性について評価できるように、十分に詳細な情報を提供すべきである。 算出方針は、最低限、以下を含むべきである。 a) 重要な用語の定義 b) 指標を策定するために使用されるすべての基準と手続。これには、データの選択、指標を決定するために使用したデータの組み合わせ、運営機関による専門家の判断の利用を管理するための指針、特定の種類のデータの優先性、指標を決定するために必要な最低限のデータ、すべてのモデル又は推定の方法が含まれる。 c) 各指標の決定に利用される専門家の判断の一貫性を高めるために設計された手続と方法 d) 市場のストレス時又は混乱時、あるいは、データソースの欠如時に指標の決定方法を管理する手続 e) エラー報告に対応するための手続 f) 内部レビューの頻度及び算出方針の承認に関する情報。可能な場合、公表される算定手法は、当該手法の外部レビューの手続と頻度に関する情報も含むべきである。	(方針) 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」、J P X総研指数を算出するために使用する算出要領、「東証指数データ訂正ポリシー」及び「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」をWEBサイトに公表しています。	(方針に対する実施手続) 「J P X総研指数算出に係る方針書」、算出要領、「東証指数データ訂正ポリシー」及び「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」がWEBサイトにおいて公表されていることを確認した。
	【a), b), g), h) について】 算出要領において、以下を定めています。 ● 指数算出に係る重要な用語の定義 ● 指数の算出方法及び使用するデータ ● 当社が算出要領に関する問合せを受け付けること 算出要領の重要な変更の際には、利害関係者の意見を含む多様な意見を聴取する機会を確保し、変更プロセスの公平性及び透明性の向上を図ることを目的として、指数コンサルティングを実施します。指数コンサルティング及び算出要領の変更手続については、原則 12 を参照。 市場における構造的な変更により計測する価値が使用するに値しなくなっていないか等については、原則 6 及び原則 10 を参照。	【a), b), g), h) について】 算出要領を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。 指数コンサルティング及び算出要領の変更手続については、原則 12 を参照。 市場における構造的な変更により計測する価値が使用するに値しなくなっていないか等については、原則 6 及び原則 10 を参照。
	【c), d), f) について】 「J P X総研指数算出に係る方針書」において、以下を定めています。	【c), d), f) について】 「J P X総研指数算出に係る方針書」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
11. 算出方針の内容		
g) (必要に応じて) 運営機関が利害関係者と協議を行う状況及び手続 h) 指標の潜在的な限界を特定すること。これには、市場の流動性の低下又は分裂や、データの潜在的な集中が含まれる。	● J P X 総研指数の算出にあたり判断を要するものについては、指数運営会議にて協議することにより、判断の一貫性を保っています。 ● 電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により東証が開設する株式市場が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、発表された最終の株価情報を以下の順序に従って採用し、東証指数の指数値を計算します。 (1) 特別気配値段又は連続約定気配値段 (2) 約定値段 (3) 指数用基準値段 (①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用) ● 電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により、OSE が開設する市場若しくは TOCOM が開設する市場又はその両方が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM 指数の指数値を計算します。 ● 電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により東証が開設する株式市場が売買を中断し、その後システム再立上げにより売買を再開する場合、再開後に発表された株価情報を以下の順序に従って採用し、東証指数の指数値を計算します。 (1) 特別気配値段又は連続約定気配値段	

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
11. 算出方針の内容		
	(2) 売買再開後の直近の約定値段 (3) 売買再開後の約定及び特別気配のいずれもない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用） ● 電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により、OSE が開設する市場若しくは TOCOM が開設する市場又はその両方が売買を中断し、その後システム再立上げにより売買を再開する場合、再開後の構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM 指数の指数値を計算します。 ● 天災地変その他これに準ずる事由により、東証が開設する株式市場が算出要領に規定する構成銘柄の選定や基準時価総額の修正をはじめとする東証指数に係る変更を行うのに適切な状態ではないと指数運営会議が認めた場合（市場全体の急激なボラティリティの上昇又は流動性の枯渇等）、当社はWEBサイトにて事前に周知したうえで、当該変更について算出要領とは異なる取扱い（定期入替の延期又は中止等）をすることが出来るものとします。 算出要領について変更を実施する場合には社内りん議による決裁を必要とします。当該決裁にあたり、当社は変更に至る背景と変更内容の妥当性を検討し、変更内容の適切性について確認しています。算	

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
11. 算出方針の内容		
	出要領の重要な変更を行う場合の指数コンサルテーションの実施については、原則 12 を参照。	
	【e) について】 東証指数を訂正する場合の取扱い「東証指数データ訂正ポリシー」に、OSE・TOCOM 指数を訂正する場合の取扱い「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」に定めるところによるものとしています。当該訂正については、リスク管理方針及びリスク管理規則に定める基準に従い、リスク管理委員会に報告を行います。	【e) について】 「東証指数データ訂正ポリシー」及び「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」を閲覧し、訂正方法、公表方法等が定められていることを確認した。 リスク管理方針及びリスク管理規則を閲覧し、リスク管理委員会に報告を行う旨の記載があることを確認した。
	（関連する内部統制） 市場における構造的な変更の有無について、少なくとも 1 年に 1 回定期的な検証を実施し、算出要領の変更の要否について検討しています。	（関連する内部統制に対する実施手続） 算出要領の定期的な検証の確認結果を閲覧し、指数の算出要領の定期的な検証が 2025 年 11 月に行われ算出要領の変更の要否について検討されたことを確認した。
指標が呈示にもとづく場合、以下の追加的な原則も適用される。 運営機関は、呈示者の追加と除外に係る基準を明確に策定すべきである。これらの基準は、運営機関の法域と呈示者の法域が異なる場合、呈示者の所在地から生じるすべての問題を考慮に入れるべきである。当該基準は、（該当があれば）関連する規制当局が入手可能とすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。また、通知期間を	J P X 総研指数は呈示に基づくものではありません。	追加的な原則に関して、検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
11. 算出方針の内容		
含む、呈示者の構成の変更に関連するあらゆる規定を明確にすべきである。		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
12. 算出方針に対する変更		
運営機関は、提案されている算出方針への重要な変更の根拠とそのような変更を行う手続を公表・入手可能にすべきである。これらの手続は、何が重要な変更にあたるかということと、変更について利用者（及び指標が使用されている範囲及び深度を勘案のうえ、必要に応じて、その他の利害関係者）と協議するか、又は利用者に通知する方法とタイミングを明確にするものであるべきである。 これらの手続は、運営機関が指標決定の健全性を継続的に確保するという最優先の目的と一致すべきである。変更が勘案された場合、運営機関はこれらの変更が具体的にどのような結果を伴うか、及びその適用予定時期について、明確に示すべきである。 運営機関は、監督部門が算出方針の変更を精査する方法を明記すべきである。 運営機関は、監督部門が重大であるとみなした算出方針への変更に関する利害関係者との協議の手続を策定すべきである。これは指標が利用される範囲及び深度と、利害関係者の性質との関係で適切であり、かつ適合するものであるべきである。手続は、以下を満たすものであるべきである。 a) 運営機関による全般的な評価を勘案したうえで、重大な変更案の影響について利害関係者が分析やコメントを行う十分な機会を与えるための、事前通知と明確な期間を提供すること。	(方針) 当社は、「J P X総研指数算出に係る方針書」において以下を定め、WEB サイトにて公表しています。 ● J P X総研指数の運営等に関する施策の決定に際し、多様な意見を聴取する機会を確保し、プロセスの公平性及び透明性の向上を図ることを目的として、次の各号に掲げる事項（(2)は東証指数に係る事項に限りです）について決定を行おうとする場合には、指数コンサルテーションにより広く意見を募集します。ただし、当該決定の内容が軽微であると指数運営会議が認める場合は、この限りではありません。 (1) 算出要領の重要な変更 (2) 算出要領に記載されていない新規コーポレートアクションの取扱い (3) その他広く意見を募るべきと指数運営会議が決定した事項 ● 算出要領の重要な変更とは、東証指数にあっては、算出要領の変更に伴い指数の構成銘柄やその組入比率が変動し、構成銘柄の定期的な見直し以外のタイミングでパッシブ運用者がリバランスを要する変更、指数の構成銘柄の選定方法の変更、コーポレートアクションの取扱いの変更及び指数値の計算方法の変更をいい、OSE・TOCOM 指数にあっては、指数の構成銘柄の選定方法の変更及び指数値の計算方法の変更をいいます。	(方針に対する実施手続) 「J P X総研指数算出に係る方針書」及び「指数コンサルテーション実施要領」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。 また、「J P X総研指数算出に係る方針書」及び「指数コンサルテーション実施要領」が WEB サイトにおいて公表され、入手可能であることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
12. 算出方針に対する変更		
b) コメントを提出した者が機密にすることを要望した場合を除き、利害関係者のコメントの概要及びこれらのコメントに対する運営機関の回答の概要を、協議期間の終了後、すべての利害関係者が入手できるようにすること	● 指数コンサルテーションを実施する場合及び算出要領について変更を実施する場合は、社内りん議による決裁を必要とします。 また、当社は、「指数コンサルテーション実施要領」において以下を定め、WEB サイトにて公表しています。 ● 指数コンサルテーションの意見の募集期間は、資料を公表した日の翌日から起算して、原則として 30 日以上としています。30 日未満とする場合は、その理由について WEB サイトにて公表します。 ● 提出された意見を考慮して、指数運営会議にて最終的な意思決定を行います。最終的な施策については WEB サイトにて公表します。	
	(関連する内部統制) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に実施した算出要領の変更は、社内りん議による決裁を経て行いました。 算出要領の重要な変更については、以下の指数コンサルテーションを実施し、変更後の算出要領を公表しています。 ● JPX 日経インデックス 400 等の算出要領の改定 ● スピンオフに係る上場制度変更に伴う算出要領の改定 ● TOPIX の見直しに伴う TOPIX ニューインデックスシリーズ等の算出要領の改定	(関連する内部統制に対する実施手続) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に行われた算出要領の変更について、サンプルベースでりん議書を閲覧し、「JPX 総研指数算出に係る方針書」に従って、社内りん議による決裁を経て変更が行われたことを確認した。 「当社の対応」に記載の算出要領の重要な変更について指数コンサルテーションが実施され、変更後の算出要領が WEB サイトで公表されていることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
13. 移行		
運営機関は、市場構造の変化、商品の定義の変更、又は指標が測定対象とする「価値」を反映しなくなるようなその他の状況による指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。これらの方針書と手続書は、指標を参照する契約と金融商品の幅と深度に加え、指標の停止が経済・金融安定性に及ぼす影響に対応したものであるべきである。運営機関は、特定の指標について方針書と手続書を定めるにあたって、利害関係者、関連当事者、及び国内当局の見解を勘案すべきである。 これらの方針書と手続書は、すべての利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。 運営機関は、利用者及び指標を参照する金融商品を保有するその他の利害関係者が、以下を確保するための措置を講じることを促すべきである。 a) 指標を参照する契約又はその他の金融商品が、参照する指標の重要な変更があった場合又は停止した場合の強固な代替措置を講じること b) 利害関係者が、運営機関が管理できない外的要因を含む様々な要因によって指標に重要な変更が必要となる可能性について認識すること 指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、以下の項目を含めることが考えられる。 a) 信頼性が高い代替指標を選択するための基準。例えば、既存の指標の特徴（代替市場の信頼度、満期、流動性等）に可能な限り合致しているか、指標	(方針) 当社は、「J P X総研指数の停止及び移行に係る方針書」において、次に掲げるいずれかの場合に恒久的な公表停止を検討することを定め、WEB サイトにて公表しています。 ● 指数の設計を大幅に変更することに伴い、新たな代替指数を算出及び公表する場合 ● 指数の利用に関するライセンス契約を締結している者（以下本原則において「指数利用者」という。）が存在しない等の指数に対するニーズが顕著に低下したと考えられる場合 ● 市場における構造的な変更により、指数が算出当初の目的を果たさなくなったと認められ、かつ算出方法の変更による解決が期待されない場合 また、同方針書では、指数を停止又は移行する場合の手続として、以下を定めています。 ● 指数の恒久的な公表停止をする場合、指数運営会議において公表停止による指数利用者への影響について考慮をしたうえで、社内規定に基づく決裁を経て公表を停止します。 ● 上記の検討に際して、指数利用者が存在する場合、指数コンサルティングを実施し、指数利用者の意見を聴取します。 ● 指数の恒久的な公表停止を行う場合、その実施の 1 か月以上前に公表停止等の時期及び根拠をWEB サイトにて公表します。	(方針に対する実施手続) 「J P X総研指数の停止及び移行に関する方針書」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。 「J P X総研指数の停止及び移行に関する方針書」がWEB サイトにおいて公表され、入手可能であることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
13. 移行		
間の差異、代替的な指標が利害関係者の資産・負債のニーズを満たす程度、修正された指標が投資可能かどうか、透明性のある取引データの入手可能性、利害関係者に対する影響、既存の法令の影響を含むが、これらに限定されない。	● 新たな代替指数へ移行する場合、旧指数との差の影響（連動する金融商品の有無等）を踏まえ、必要とされる一定の期間について、代替指数の算出及び公表と並行して旧指数の算出及び公表の継続を検討します。	
b) 新たな指標への秩序だった移行を行うために複数の指標を同時に維持することが実践的であるか（可能な場合、既存の契約と金融商品が満期を迎え、新たな指標を公表するまで、一定期間、既存の指標を維持する） c) 適切な代替指標を特定できなかった場合に運営機関が取る手続 d) 指標又は指標のテナーが完全に停止される場合、既存の契約が、必要に応じて、代替指標に移行することができるよう、指標を引き続き算定する期間について定める方針 e) 運営機関が、必要に応じて利害関係者及び関連する市場当局及び国内当局を、代替指標を選択してこれに移行する行為に従事させるプロセス。これは、指標を参照する金融商品のテナーに応じた対応を行うための時間枠及び利害関係者に対する十分な周知を含む。	（関連する内部統制） 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間において、J P X 総研指数に関する停止及び移行はありませんでした。	（関連する内部統制に対する実施手続） WEB サイトを閲覧し、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間において、停止及び移行した指数がないことを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
14. 呈示者に係る行動規範 指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される。 運営機関は、呈示者に係る指針を策定し（「呈示者に係る行動規範」）、(該当があれば)関連する規制当局が入手可能にすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能にすべきである。 運営機関は、呈示者に係る行動規範を遵守する主体からのデータ又は呈示のみを使用すべきであり、運営機関は呈示者の遵守状況を適切に監視及び記録すべきである。運営機関は、呈示者に対して、年1回及び呈示者に係る行動規範の改定の都度、呈示者に係る行動の規範への遵守状況を確認することを要求すべきである。 運営機関の監督部門は、呈示者に係る行動規範の継続的な見直しと監視の責任を担うべきである。 呈示者に係る行動規範は、以下を取り扱うものであるべきである。 a) データの選択 b) データ及び情報の運営機関への呈示担当者 c) 呈示者及びデータや情報を報告する呈示者の職員の確認、並びに、当該職員が呈示者に代わって市場データの報告を行う権限について検証するための品質管理手続 d) 呈示者に代わって運営機関にデータ又は情報を呈示する呈示者の職員に適用される基準	J P X 総研指数は呈示に基づくものではありません。	追加的な原則に関して、検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
14. 呈示者に係る行動規範		
e) 呈示者が途中で調査や呈示行（Panels）から脱退しないようにするため措置 f) 呈示者がすべての関連データを呈示することを促す措置 g) 呈示者の内部システムと内部統制。これには以下を含むべきである。 i. データを呈示するための手続（運営機関の算出方法に従い、適格なデータの種類の決定するための手法を含む） ii. 疑わしいデータ又は取引（グループ間取引を含む）を検出及び検証し、また、必要に応じて、当該データが真正であるかを確かめる手続 iii. 専門家の判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針（文書化の要件を含む） iv. 記録保持に係る方針 v. 呈示前のデータの検証及びデータ確認のための上級職員による複数回の検証の手続 vi. 研修（（指標規制又は市場における不正行為を扱う）関連する規制に関する研修を含む） vii. 疑わしい呈示の報告 viii. 主要な人物の役割と責任及び説明責任のあるライン ix. データを呈示するための経営者による内部の承認手続 x. 内部告発制度（原則 4 に沿ったもの）		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
14. 呈示者に係る行動規範		
xi. 利益相反の手続と方針。これには、(a) 運営機関が、フロントオフィスから運営機関へのデータの呈示に対する適切な内部監督機能と検証手続が存在すると確信している場合（上記パラグラフ(v) 及び (ix) に記載の通り、生じうる利益相反に対応するための保護と監督を含む）を除き、フロントオフィスからのデータの呈示の禁止、(b) 必要に応じて職員と報告ラインの物理的な分離、(c) （指標の水準に影響を与えることへの既存又は潜在的なインセンティブの特定、開示、管理、軽減及び回避方法の検討。これには、適切な報酬制度や、呈示所の呈示行為（指標呈示について責任を有するすべての職員）と、呈示者又は関連会社やそれぞれの顧客のその他業務との間に存在する可能性のある利益相反に実効的に対応することを含むが、これらに限定されない。		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
15. データ収集に係る内部統制		
運営機関が外部の情報源からデータを収集する場合は、運営機関はデータ収集及び伝達のプロセスにおいて適切な内部統制の構築を確保すべきである。これらの統制は、情報源の選択、データの収集及びデータの健全性と機密性を保護するプロセスに対応するものであるべきである。運営機関がフロントオフィスの職員からデータを受け取った場合、運営機関は当該データをその他の情報源により裏付けるようにすべきである。	第三者にデータ収集、算出及び公表業務を委託せずに算出する J P X 総研指数に関するデータ収集について、当社は、外部データを算出要領に従い適切に使用するための仕組みを構築しています。 第三者にデータ収集、算出及び公表業務を委託している J P X 総研指数については、原則 2 を参照。 (方針) 外部データに関して、算出要領に以下を記載のうえ公表しています。 ● 東証配当フォーカス 100 指数の構成銘柄の選定において、株式会社東洋経済新報社から提供される予想配当データを使用すること ● JPX 日経インデックス 400 及び JPX 日経中小型株指数の構成銘柄の選定において、RepRisk AG から提供される、企業のレピュテーションリスクを数値化した RRI 指標を使用すること ● JPX 日経インデックス人的資本 100 の構成銘柄の選定において、ESG Book GmbH から提供される人的資本スコアを使用すること ● 日経・J P X 商品指数の配分比率の見直しにおいて、公表された統計データを使用すること	(方針に対する実施手続) 「当社の対応」に記載の指数について、WEB サイトに公表されている算出要領を閲覧し、使用する外部データが記載されていることを確認した。 外部データ（公表された統計データ以外）に関して、第三者との契約書を閲覧し、契約に基づき外部データが利用可能な状況であることを確認した。 第三者にデータ収集、算出及び公表業務を委託している指数に関する手続については、原則 2 を参照。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
15. データ収集に係る内部統制		
	(関連する内部統制) 東証配当フォーカス 100 指数、JPX 日経インデックス 400、JPX 日経中小型株指数及び JPX 日経インデックス人的資本 100 の構成銘柄の選定並びに日経・JPX 商品指数の配分比率の見直しにおいては、複数の担当者によるそれぞれの作業結果を照合し、これを上席者が確認することを通じて、外部データの使用の健全性を確保しています。	(関連する内部統制に関する手続) 検証対象期間中に実施された構成銘柄の選定及び配分比率の見直しの作業シートをサンプルベースで閲覧し、複数の担当者による作業を上長が確認していることを確認した。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
16. 不服処理		
運営機関は、不服処理に係る方針書を策定し、公表・入手可能にすることにより、利害関係者が、特定の指標の決定が計測対象である「価値」を反映しているかどうか、特定の指標の決定に関する算出方針の適用、及び指標決定に係る運営機関のその他の決定等に関する不服を申し立てることができるようにすべきである。 不服処理に係る方針には、以下を含むべきである。 a) 利用しやすい不服処理プロセス（電子申請等）を通じて不服を申し立てることができるものであること b) 運営機関の指標決定プロセスに対する不服の受理及び調査を、不服の対象となっている指標に関与しているあるいは関与していた者から独立の立場にある者により、適時及び公正に行う手続を含むものであること。当該手続においては、不服申立人及びその他の関連当事者に合理的な期間内で調査結果について報告し、不服に関するすべての記録を保持するものであること c) 必要に応じて、運営機関のガバナンス機構へ不服を上程するプロセス	(方針) 当社は、J P X 総研指数に関する不服の申出に対し、公正かつ適切な対応を行うことを目的とした「J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書」を定めて WEB サイトにて公表し、外部からの問合せを電子メールで受け付けています。 同方針書で定める不服とは、当社と指数の利用に関するライセンス契約を締結している者又は TMI²を通じて指数情報を当社から直接取得している者（以下本原則において「指数利用者」という。）から、同方針書の定める方式に従って寄せられた、J P X 総研指数に関する不服又は要望をいいます。 また、同方針書では、不服処理に関する具体的な手続として、以下を定めています。 ● 指数利用者からの不服の申出は、電子メールアドレス（index@jpx.co.jp）にて受け付けます。不服の申出を受け付けるにあたり、指数利用者に対して不服内容の調査及び回答をするために必要となる、以下の情報の提供を求めます。 (1) 同方針書に従った不服であることの明示 (2) 指数利用者の氏名、社名、電子メールアドレス及び電話番号	(方針に対する実施手続) 「J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書」を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。 「J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書」が WEB サイト上で公表されており、入手可能なことを確認した。

² 当社の情報配信システム

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
16. 不服処理		
d) 不服申立人が提出した書類及び運営機関自体の記録を含む、不服に関連するすべての書類を、適用される国内法又は規制上の要件に従い、最低 5 年間保存することを求めるものであること	(3) 不服の対象となる指数名称、期間、数値及びその根拠 (4) その他不服の根拠となる資料	
指標決定に関する異義のうち正式な不服に該当しないものは、適切な標準的手続に従い、運営機関が解決すべきである。不服により指標決定に変更が生じた場合、運営機関の算出方針の定めに従い、可及的速やかに利用者に対して情報を公表・入手可能にし、利害関係者に対しても公表・入手可能にすべきである。	● 当社は、指数利用者による不服の申出を誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するよう努めます。当社が指数利用者から受け付けた正式な不服に対しては、常に中立かつ公正な態度を保持するとともに、不服内容に応じて調査を行います。ただし、指数利用者から十分な情報提供が行われないと判断された場合や、不服内容が社会通念から逸脱した不適切なものであると判断された場合には、調査が遅延したり返答を控えたりすることがあります。 ● 不服に対する調査結果は、調査完了後 3 営業日以内に速やかに指数利用者へ電子メール又は書面にて回答します。 ● 正式な不服については、不服の内容及び調査結果を社内規定に基づき原則 5 年間保管します。 指数利用者から寄せられた指数に関するその他の疑問・質問・相談等について、当社は誠実に対応するとともに速やかに回答します。	
	(関連する内部統制) 当社は、「J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書」に従い、指数利用者から寄せられた指数に関する疑問・質問・相談等に対し、誠実に対応するとともに速やかに回答しています。	(関連する内部統制に対する実施手続) 担当者への質問及び指数利用者からの質問・回答のサンプルの閲覧を実施し、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に指数利用者から寄せられた

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
16. 不服処理		
	● 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に、正式な不服に該当するものではありませんでした。	指数に関する疑問・質問・相談等に対して速やかに回答していたことを確認した。 担当者への質問を実施し、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に、正式な不服に該当するものはないとの回答を得た。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
17. 監査		
運営機関は、運営機関により定められた基準及び原則に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の内部又は外部監査人を任命すべきである。監査の頻度は、運営機関の業務の規模と複雑性に見合ったものでなければならない。 運営機関が特定した既存又は潜在的な利益相反の程度に応じて、（関連する規制当局ではなく国内当局によって規制又は監督される指標を除いて）運営機関は、運営機関により定められた算出方針に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の外部監査人を任命すべきである。 監査の頻度は、運営機関の指標に関連する業務の規模と複雑性、利害関係者による指標の利用の範囲と深度に適したものであるべきである。	当社は、IOSCO 原則を遵守するための当社の対応について、PwC Japan 有限責任監査法人に年次の外部保証業務を委託しています。	PwC Japan 有限責任監査法人は IOSCO 原則の遵守状況の外部保証業務実施者として任命されている。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
18. 監査証拠		
以下の記録文書は、適用される国内法又は規制上の要件に従い、運営機関が 5 年間保存すべきである。 a) 指標決定で依拠するすべての市場データ、呈示及びその他のデータや情報源 b) 指標決定における運営機関による専門家の判断の利用 c) 標準的な手続や算出方針の変更又はそれらからの逸脱。これは、市場のストレス時又は混乱時に実施されたものを含む。 d) 指標決定に関与した各担当者の身元 e) データに関連する問合せと回答 これらの記録が規制市場又は取引所によって保持されている場合、運営機関は、適切な記録文書の共有に関する取決めに基づき、当該原則の遵守についてこれらの記録に依拠することができる。	(方針) 当社は、情報セキュリティに関する規則に基づき、指数算出に使用したデータを 5 年間保存することとしています。	(方針に対する実施手続) 情報セキュリティに関する規則を閲覧し、「当社の対応」に記載された内容が定められていることを確認した。
	(関連する内部統制) 当社は、指数算出に関する以下の資料を保存しています。 ● 構成銘柄の選定等において使用したデータ等 ● 共同指数に関する資料及び共同指数運営会議の議事録 ● 算出要領の変更や例外対応時における社内決定の記録 ● 当局からの問合せ等の重要文書 また、東証又は OSE のシステムにおいて計算された結果は、データベースに保存しています。	(関連する内部統制に対する実施手続) サンプル抽出した構成銘柄の選定等に使用されたデータ、共同指数に関する資料、共同指数運営会議の議事録、算出要領の変更や例外対応時における社内決定の記録及び東証及び OSE のシステムの計算結果を閲覧し、情報セキュリティに関する規則に従って、指数算出に関する資料が保存されていることを確認した。
指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される。 呈示者は、適用される国内の法律又は規制の要件に従い、以下の記録を 5 年間保存すべきである。 a) データの呈示を管理する手続と方法 b) 運営機関に提供されたデータや情報を呈示又は作成したその担当者の身元	J P X 総研指数は呈示に基づくものではありません。	追加的な原則に関して、検証対象となる「当社の対応」はない。

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
18. 監査証跡		
c) 呈示及び呈示の監督の責任を担う担当者の名前と役割 d) 呈示者間の関連するコミュニケーション e) 運営機関とのやりとり f) 運営機関に呈示したデータや情報に関して受けた問合せ g) 利益相反及び指標に関連した商品に対する自社全体のエクスポージャー h) 監査や調査を促すための、指標に関連した商品に対する個々のトレーダー及びデスクのエクスポージャー i) 外部・内監監査の検出事項。(該当する場合)指標呈示の是正措置に関連する情報及びそれらの措置の実施の進捗状況		

IOSCO 原則	当社の対応	PwC が実施した検証手続
19. 規制当局との連携		
これらの原則の対象となる関連文書、監査証拠、及びその他の文書は、関連当事者により関連する規制当局が規制上又は監督上の責務を遂行するうえで容易に利用できるようにし、要請があった場合には迅速に提出する。	本原則の対象となる文書等については、当局からの要請を受けた場合、要請内容の軽重に応じ、適切な社内手続を経て迅速に提出することとしています。	担当者への質問を実施し、規制当局からの要請があった場合、適切に対応するとの回答を得た。 また、指数算出に関する資料の保存体制については、原則 18 における「PwC が実施した検証手続」を参照。